

【議会棟1階有効活用事業者の選定について】

現在、市民スペースとして、また、職員等の休憩スペースとして利用されている議会棟1階について、市民や市役所利用者がより利用することができ、憩いの場と周辺のにぎわいの創出、議員や職員の福利厚生の拡充を目指し、有効活用事業者を公募しました。その結果、次のとおり、優先交渉権者を決定しました。

今後、事業者と協議を進め、事業開始に向けた手続きを進めてまいります。

1 選定委員会

(1) 委員構成

総務部長、企画部長、市議会議長

(2) 選定審査方法

プロポーザル審査（提案数 2事業者）

(3) 選定結果

優先交渉権者は、提案内容に対する評価（①有効活用事業者としての適正性、事業運営の安定性、②市庁舎内に設置することの適合性、市にとってのメリット、③市民、来訪者及び職員等にとっての利便性、④周辺のにぎわいの創出）において、ほぼ満点の評価を受けた。市の財政上の負担はあるものの、合意の上、選定された。

ア 優先交渉権者

株式会社ファミリーマート

イ 次点交渉権者

ダイドードリンコ株式会社

ただし、上記アの運営に支障のない範囲で、自動販売機の導入を検討する。

2 提案概要

(1) 事業内容

コンビニエンスストアの出店

(2) 貸付財産

議会棟1階 122.48m²（厨房及び厨房側の半面）

(3) 貸付期間

10年間

(4) 営業時間

7時～19時（平日）

- (5) 開店予定日
令和7年2月28日
- (6) 改修工事費
33,718千円（うち、市負担分 6,215千円）

- (7) 行政財産使用料（年額）
3,969千円（免除）
- (8) 想定光熱水費（年額）
2,160千円（免除）
- (9) 運営支援金（年額）
平均日商200千円未満の場合に発生 最大4,600千円

3 12月議会

「適正な対価なくして貸し付ける」ため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決が必要である。

また、工事費、運営支援金については、補正予算で対応する。

以上